

## 福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券（初乗り運賃相当額）を交付します。

### 対象

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・療育手帳④、Aの方

### 交付数

- ・年間24枚

### 持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

### 申込み

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

※平成22年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

※「障害者自動車等燃料費給付」と重複して受けることはできません。

## 障害者の有料道路割引

通勤、通院などで有料道路を利用される障害者の方に、料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

### 対象

- 障害者本人が運転する場合  
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- 障害者本人以外の方が運転し、  
障害者本人が同乗する場合  
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、重度の障害（1種）を持つ方

### 割引有効期間

- 新規の場合  
申請日から2回目の誕生日まで
- 更新の場合  
申請日から3回目の誕生日まで

### 持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車を運転する方の運転免許証
- ・登録する自動車の車検証

※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものも併せて必要です。

### 登録・問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

## 小児慢性特定疾患医療給付 継続申請

期間 4月28日(木)～6月15日(水)  
(土・日曜日、祝日を除く)

場所 秩父保健所

対象 現在受給者証をお持ちで、引き続き治療が必要な20歳未満の方

持ち物 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書  
※秩父保健所から申請に必要な書類が郵送されます。

問合せ 秩父保健所 ☎22-3824

## 自動車税などの減免

障害者が通院などに使用する自動車の取得税・自動車税がその障害の程度により減免されます。

なお、自動車の所有者または運転者が、障害者本人でない場合は、健康福祉課発行の同一生計証明書が必要です。

### 対象

障害者または障害者と生計を一にする家族

申請（障害者1人につき1台）

- 自動車取得税  
自動車購入時に県税事務所へ減免上限額：15万円
- 自動車税  
納税通知が届いた日から5月31日(火)までに県税事務所へ減免上限額：4万5,000円  
※期限後の申請の場合は、申請月の翌月から月割減免。納付済みの自動車税は、後日還付されます。

○軽自動車税

今年度から、身体障害者減免を受けている軽自動車については、減免を受けた状態に変更がない限り、自動的に継続します。

該当する方で、申請がお済みでない場合は、納税通知が届いた日から5月24日(火)までに町税務課へ

問合せ 秩父県税事務所

☎23-2110

税務課課税担当

☎62-1461

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

## 特設人権相談

いじめ・体罰・いやがらせ等の人権問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

日時 4月8日(金)午前9時～正午

場所 総合センター

相談員 新井 君美・金子理恵子

人権擁護委員

※相談員は交代する場合があります。

費用 無料

問合せ 総務課行政担当

☎62-1231

※皆野町以外の相談所もご利用になれますので、希望市町村に直接お問い合わせください。

## 心配ごと相談

社会的な問題や家庭内の悩みごとなどについて相談に応じます。お気軽にお越しください。

期日 4月22日(金)

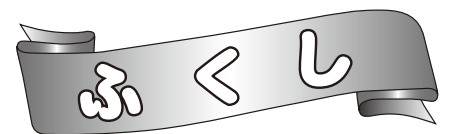
時間 午後1時30分～3時

場所 社会福祉協議会相談室

相談員 町社協心配ごと相談員

問合せ 社会福祉協議会

☎62-4615



## 遺児手当の給付

### 対象

町に住所があり、18歳未満の児童を養育している方で、次のいずれかに該当する方

- ①父母のいずれかが死亡、または生死が明らかでない児童の保護者
- ②父母が離婚した児童の保護者
- ③その他これらに準ずると町長が認めた方

※毎年7月に町民税課税状況の審査があります。不給付に該当した場合、その年度の給付（7月から翌年6月分）は停止します。

給付額（9月・3月に給付）

児童1人につき月額2,000円

### 問合せ

健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233